

1 科目内容・目標

この授業では、商法の体系的理解をより深め、具体的事案に即してこれを立体的に考えられるようにするとともに、その解決にあたって、法的分析能力や思考能力を涵養することを目標としている。

2 授業の基本方針

まず、予め、具体的な事例とこれについての設問が提示される。参加者は、事前に、関連判例・学説を探索・調査した上で、これについての解答を準備しておかなければならない。そこでは、事例に隠れている真の問題点を発見したり、争点とされる条文の立法趣旨に遡って考えたりするなど、多面的で深い法的思考を行うことが求められよう。

ついで、授業では、参加者の一人が基調報告を行い、これをたたき台として、法律上・事実上の論点について、参加者全員で討論を行う。そこでは、自説を積極的に論証したり、反対説を論破したりするといったことを丁寧に行うことが求められる。

レポートの提出方法等については授業開始前に UNIV-IT 上で指示する。

3 成績評価

期末に実施する試験を基本としつつも、討論・対話による授業を行う以上、それらの態度・取り組み方(提出されたレポートの内容も含む)も評価の対象となる。具体的には定期試験80%、その他を20%程度としたい。

なお、いうまでもないが、前述のような方針の授業であるため、授業への出席や事前準備(レポートの作成)は必須である(病気等正当な理由による場合を除く)。授業に欠席したり、レポートを作成しない場合には、それだけで成績評価の対象外となる。

評価は、担当教員全員の合議により偏りのないよう厳正に行う。

4 教材

特定の教科書は指定しない。なお、各回で検討すべき設例は事前に配布する。

5 授業計画

全 15 回の授業で取りあげる予定のテーマは以下のとおりである。いうまでもなく、新判例の出現や法令の改廃などがなされるので、テーマはシラバス作成時点での暫定的なものである。また、以下は取りあげる順番通りに並べたものではない。

1 会社法(1)

設立無効の訴など

2 会社法(2)

株券の効力発生時期など

- 3 会社法(3)
株式の自由譲渡性など
- 4 会社法(4)
失念株など
- 5 会社法(5)
株主総会決議の瑕疵など
- 6 会社法(6)
利益相反取引など
- 7 会社法(7)
取締役の会社に対する責任など
- 8 会社法(8)
株主代表訴訟など
- 9 会社法(9)
取締役の第三者に対する責任など
- 10 会社法(10)
新株発行など
- 11 手形法(1)
意思表示の瑕疵・欠缺など
- 12 手形法(2)
裏書の連続など
- 13 手形法(3)
手形抗弁など
- 14 商法総則・商行為法(1)
商業登記など
- 15 商法総則・商行為法(2)
高価品についての責任など